

○国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則

令和3年3月31日

規則第41号

改正 令和4年12月26日規則第124号

令和6年12月27日規則第132号

(趣旨)

第1条 この規則は、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例（令和3年条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(イベント広場等における使用行為)

第2条 条例第5条（使用の許可）第1項の駅前広場における交通に著しい影響を及ぼすような行為として規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 露店、屋台店その他これらに類する店を出すこと。
- (2) 祭礼行事、記念行事、式典その他これらに類する催し物をする事。
- (3) ロケーション、撮影会その他これらに類する行為をする事。
- (4) 拡声器、ラジオ、テレビ、映写機等を備え付けた車両等により、放送又は映写をすること。
- (5) 演説、演芸、奏楽、放送、映写その他の方法により、人寄せをすること。
- (6) 消防、水防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
- (7) 寄附を募集し、若しくは署名を求め、又は物を販売し、若しくは交付すること。

(使用の申請)

第3条 条例第5条第1項の規定によりイベント広場及びオープンスペース（以下「イベント広場等」という。）並びにこれに附属する設備及び器具（以下「附属設備等」という。）を使用しようとする者は、国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 使用の申請の受付期間は、別表第1のとおりとする。

3 市が主催し、又は共催する事業及び市長が特に認める事業に係る使用については、前項の規定は適用しない。

(令和4年規則第124号・一部改正)

(使用の許可等)

第4条 市長は、前条の規定による使用の申請を許可したときは国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用許可通知書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）により、許可し

ないときは国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用不許可通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知する。

（使用の取消し等の申請）

第5条 使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）が使用を変更し、又は取り消そうとするときは、国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用変更・取消申請書（様式第4号。以下「変更等申請書」という。）に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、使用の変更は、1回を限度とする。

2 前項の規定による使用の変更の申請の期限は、使用する日の4日（国分寺市の休日に関する条例（平成元年条例第2号）第1条（国分寺市の休日）に規定する国分寺市の休日（以下「国分寺市の休日」という。）の日数は、算入しない。別表第1において同じ。）前までとする。

3 市長は、第1項の規定による申請を許可したときは国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用変更・取消許可通知書（様式第5号。以下「変更等許可書」という。）により、許可しないときは国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用変更・取消不許可通知書（様式第6号）により当該申請をした者に通知する。

（令和4年規則第124号・一部改正）

（許可書の提示）

第6条 使用者は、イベント広場等の使用に際し、使用許可書又は変更等許可書を提示しなければならない。

（附属設備等の使用料）

第7条 条例第8条（使用料）第2項に規定するイベント広場等の附属設備等の使用料は、別表第2のとおりとする。

（使用料の減免）

第8条 条例第9条（使用料の減免）に規定する使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業 免除
- (2) 国分寺市立学校設置条例(昭和39年条例第25号)に規定する学校が主催する事業 免除
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち市内に所在するものの（前号に規定する学校を除く。）が主催する事業 100分の50減額
- (4) 障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条（身体障害者手帳）の規

定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条（精神障害者保健福祉手帳）の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定による療育手帳の交付を受けている者をいう。以下この号において同じ。））、障害者を扶養する者又はこれらの者で構成する団体が主催する事業 100分の50減額

(5) その他市長が特に認める事業 100分の50減額又は免除

- 2 前項各号に規定する使用料の減免を受けようとする者は、国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用料減免申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 市長は、使用料の減免を承認したときは国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用料減免承認書（様式第8号）により、承認しないときは国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用料減免不承認書（様式第9号）により当該減免の申請をした者に通知する。

（使用料の返還）

第9条 条例第10条（使用料の不返還）ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、変更等申請書に必要な事項を記入して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請について適当と認めるときは、イベント広場等の使用料にあつては当該使用料に別表第3に定める率を乗じて得た額を、附属設備等の使用料にあつては全額を返還する。

（使用許可の取消し等の通知）

第10条 市長は、条例第11条（使用の許可の取消し等）の規定によりイベント広場等の使用の条件を変更し、又は使用の許可を取り消すときは、国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用変更・取消通知書（様式第10号）により使用者に通知する。

（使用時間）

第11条 使用時間は、使用の許可をした使用区分とする。

- 2 使用時間の延長は、他の使用に支障のないときに限り許可する。
- 3 使用者が使用時間を延長しようとするときは、国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用時間延長申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請について適当と認めるときは国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用時間延長許可通知書（様式第12号）により、適当と認めないときは国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用時間延長不許可通知書（様式第13号）により当該申請をした者に通知する。

- 5 使用者は、前項の規定による許可を受けたときは、直ちに超過使用料を納入しなければ

ならない。

(連続使用の制限)

第12条 市長は、同一の利用者が同一の目的で使用するときは、連続して8日を超える期間を許可しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年5月15日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この規則の施行の日前においても、第3条に規定する申請その他必要な準備行為に関し、必要な手続を行うことができる。

附 則 (令和4年規則第124号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第5条第2項の規定は、令和5年7月1日以後の使用に係る変更の申請について適用し、同日前の使用に係る変更の申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年規則第132号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則の規定は、令和7年8月1日以後の使用に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

(令和4年規則第124号・一部改正)

使用の申請の受付期間

利用者区分	受付期間
市民	使用する日の属する月の6箇月前の初日の午前9時から使用する日の4日

	前の日の午後 5 時までの間
一般	使用する日の属する月の 5 箇月前の初日の午後 1 時から使用する日の 4 日 前の日の午後 5 時までの間

備考

- 1 市民とは、市内に居住している者若しくは市内に居住している者の数が全体の 2 分の 1 以上の割合を占める団体が使用する場合又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人が当該事務所若しくは事業所が行う事業に使用する場合をいう。
- 2 一般とは、前項に規定する場合以外の場合をいう。
- 3 受付期間の初日が国分寺市の休日に当たる場合は、国分寺市の休日の翌日から受け付けるものとする。

別表第 2（第 7 条関係）

（令和 6 年規則第 132 号・一部改正）

附属設備等の使用料

（単位 円）

種別	単位	使用料	備考
テント	1 張	50	1 区画につき 1 張
持込器具使用電源	1 kw	100	(1) 1 kw 未満端数切捨て (2) 持込器具の配置上必要と認められる場合に限り、電源の使用に係る電工ドラム及びケーブル養生用モールを含む。

備考

- 1 使用料は、使用区分ごとの単価とする。ただし、全日使用する場合には、2 使用区分の使用料とする。
- 2 使用区分を超過した場合の使用料は、超過 1 時間（単位時間未満の端数は切り上げる。）につき、当該単価の 25 パーセントの額（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。
- 3 一の使用区分とそれに続く使用区分について使用の許可を受けた場合の中間時間については、超過使用料を徴収しない。
- 4 附属設備等を施設外へ持ち出すことは、禁止する。

別表第 3（第 9 条関係）

使用料の返還率

区分	返還率
使用者の責任でない理由により使用することができないとき。	100%
使用する日の30日前までに使用の取消しを申請したとき。	100%
使用する日の20日前までに使用の取消しを申請したとき。	75%
使用する日の10日前までに使用の取消しを申請したとき。	50%

備考

- 1 使用する日が2日以上連続しているときは、その初日をもって使用する日とする。
- 2 使用する日の変更をした場合の取消しについては、変更前の使用する日と変更後の使用する日のいずれか早い日を使用する日とする。

申請 No. :

様式第 1 号 (第 3 条関係)

国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用許可申請書

申請年月日 年 月 日

国分寺市長 殿

以下のとおり、施設及び附属設備等の使用を申請します。使用に当たっては、条例及び規則の規定並びに使用条件を遵守します。

申 請 者	団体名 (主催者) ※個人での使用の場合は記入不要						
	住所・所在地						
	氏名			電話			
現 場 責 任 者	住所						
	氏名			電話			
使用 者 区 分	☐ 市民 ☐ 一般		使用人数 人 (主催者 人・来場者 人程度)				
使用 年 月 日	☐ 複数日を申請 : ※別紙日程表を添付						
	☐ 1 日のみ申請 : 年 月 日 ()						
使 用 実 績	☐ 同一内容の使用実績あり (年 月 日) ☐ 同一内容の使用実績なし						
使 用 施 設 使 用 区 分	※使用する区分に○		午前	午後 1	午後 2	午後 3	全日
	イ ベ ン ト 広 場	区 画 A					
		区 画 B					
		区 画 C					
		区 画 D					
	オープンスペース						
午前 8 時からの使用		☐ あり ☐ なし	※土曜日又は休日に使用する場合のみ記載				
使 用 内 容							
使用 料 加 算	☐ 加算なし						
	☐ 50%加算 (テレビの公開放映及び公開録画、ラジオの公開放送及び公開録音、営業を目的とする録音、録画及び撮影、営業を目的とする団体の宣伝行為)						
	☐ 100%加算 (物品の販売行為、有料サービスの提供)						
車 両 乗 入	☐ あり ※イベント広場区画内に乗り入れる場合に記載						
附 属 設 備 等	☐ テント : 張						
	☐ 使用電源 (☐ 1 kw 未満 ☐ kw) 使用機材 :						
そ の 他 設 備	☐ テント横幕 (透明 枚・白 枚) ☐ 長机 脚 ☐ 丸椅子 脚						
持 込 器 具	☐ あり						
市 H P 記 載	☐ 希望する ☐ 希望しない						

備考

- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。
- 車両を乗り入れる場合には、車両の乗入れに関する計画書を提出してください。
- 器具を持ち込む場合には、器具の持込みに関する計画書を提出してください。

申請 No. :

様式第 2 号 (第 4 条関係)

国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用許可通知書

年 月 日

申請者 様

国分寺市長 印

年 月 日付けで申請のあった施設及び附属設備等の使用を許可しましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第 4 条の規定に基づき通知します。使用に当たっては、条例及び規則の規定並びに下記条件を遵守してください。

〔使用条件〕

〔使用日時〕

〔使用料〕

施設使用料			午前		午後 1		午後 2		午後 3		全日		営業等 加算	計
			平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝		
イ ベ ン ト 広 場	区画 A	市民												
		一般												
	区画 B	市民												
		一般												
	区画 C	市民												
		一般												
	区画 D	市民												
		一般												
小計①														
全区画使用の該当 ☐ なし ☐ あり (①×0.9)													小計②	
施設使用料			午前		午後 1		午後 2		午後 3		全日		営業等 加算	計
			平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝		
オープンス ペース	市民													
	一般													
小計③														
附属設備等使用料			午前		午後 1		午後 2		午後 3		全日		計	
テント			張×50		張×50		張×50		張×50		張×100			
持込器具使用電源			Kw×100		Kw×100		Kw×100		Kw×100		Kw×200			
小計④														
午前 8 時から 9 時までを延長使用する場合の施設使用料														
午前 8 時から 9 時までを延長使用する場合の附属設備等使用料														
小計⑤														

使用料合計額 (②+③+④+⑤)	円		
使用料の減免	☐ なし	☐ 100 分の 50 減額	☐ 免除
納入金額	円		

申請 No. :

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用不許可通知書

申請者

国 分 寺 市 長

印

年 月 日付けの使用許可申請については、以下の理由により許可しないこととしましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第4条の規定に基づき通知します。

許可しない理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として（訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

申請 No. :

様式第4号（第5条関係）

国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用変更・取消申請書

申請年月日 年 月 日

国分寺市長 殿

以下の施設及び附属設備等の使用の（ 変更 ・ 取消し ）を申請します。

申請者	団体名（主催者） ※個人での使用の場合は記入不要		
	住所・所在地		
	氏名	電話	
変更・取消しの理由			
変更・取消し事項	☐ 1日のみ日程変更 : 月 日（ ）を 月 日（ ）に変更する。		
	☐ 1日のみ内容変更 : 月 日（ ）の使用内容等を変更する。		
	☐ 1日のみ取消し : 月 日（ ）の使用を取り消す。		
	☐ 1日のみ一部取消し : 月 日（ ）の（午前 午後1 午後2 午後3）を取り消す。		
	☐ 複数日の変更・取消し：別紙のとおり（ 変更 取消し ）する。※日程を示した別紙を添付すること。		
変更内容	☐ 使用区分を変更する。 （午前 午後1 午後2 午後3 全日）を（午前 午後1 午後2 午後3 全日）に変更する。		
	☐ 午前8時からの使用（あり なし）を（あり なし）に変更する。		
	☐ 使用料加算区分を変更する。※許可時の使用料加算割合を減じる又は加算なしとするものに限る。		
	変更前	☐ 50%加算（テレビの公開放映及び公開録画、ラジオの公開放送及び公開録音、営業を目的とする録音、録画及び撮影、営業を目的とする団体の宣伝行為）	
		☐ 100%加算（物品の販売行為、有料サービスの提供）	
	変更後	☐ 加算なし	
		☐ 50%加算（テレビの公開放映及び公開録画、ラジオの公開放送及び公開録音、営業を目的とする録音、録画及び撮影、営業を目的とする団体の宣伝行為）	
	☐ 車両乗入れを（あり なし）に変更する。 ※「なし」から「あり」に変更する場合、区内駐車せず、搬出入のため一時的に乗入れるものに限る。 ※「あり」から「なし」に変更する場合、区画配置の変更が不要なものに限る。		
	☐ 使用附属設備等を変更する。※区画配置の変更が不要なものに限る。		
	☐ テントを 張 から 張 へ変更する。		
☐ 使用電源を kw から kw へ変更する。			
☐ 持込器具を変更する。※区画配置の変更が不要なものに限る。内容を記載すること。 （ ）			

※変更・取消しいずれの場合にあっても、既に交付された使用許可書（写し可）を添付すること。

※日程によって変更内容が異なる場合、変更内容ごとに本申請書を提出すること。

申請 No. :

様式第 5 号 (第 5 条関係)

国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用変更・取消許可通知書

年 月 日

申請者

国分寺市長

印

年 月 日付けで申請のあった施設及び附属設備等の使用の（ 変更 ・ 取消し ）を許可しましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第 5 条第 3 項の規定に基づき通知します。

(円)

		使用料	減免申請額	減免後使用料	納入済額	未納額 (※ 1)
A. 使用の承認を受けた施設等						⑦
B. A のうち使用の変更・取消しとなる施設等	変更・取消し前				①	④
	変更・取消し後	②	③			

※ 1 上記未納額 (⑦－④) _____円については、別途お支払いが必要です。

納入金額 (②－③－①) (※ 2)	(マイナスの場合は 0 円) 円
返還予定金額{①－ (②－③) }× _____ % (返還率) (※ 2) (使用日の _____ 日前取消し申請)	(マイナスの場合は 0 円) 円

※ 2 変更申請に伴う減免申請が不承認となった場合は、不足分を後日お支払いいただく、又は返還予定金額が変更となる場合があります。

申請 No. :

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用変更・取消不許可通知書

申請者

国分寺市長

印

年 月 日付けの使用変更・取消許可申請については、以下の理由により許可しないこととしましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第5条第3項の規定に基づき通知します。

許可しない理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として（訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

申請 No. :

様式第7号（第8条関係）

国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用料減免申請書

年 月 日

国分寺市長殿

申請者住所

氏名

以下の使用について、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第8条第2項の規定に基づき使用料の（ 免除 ・ 50%減額 ）を申請します。

1 使用年月日等

年 月 日（ 午前 午後1 午後2 午後3 全日 ）から
年 月 日（ 午前 午後1 午後2 午後3 全日 ）まで

2 減免申請事由

- ☐ 第1号 市が主催し、又は共催する事業
 - ☐ 第2号 国分寺市立学校設置条例に規定する学校が主催する事業
 - ☐ 第3号 学校教育法第1条に規定する学校のうち市内に所在するもの（前号に規定する学校を除く。）が主催する事業
 - ☐ 第4号 障害者、障害者を扶養する者又はこれらの者で構成する団体が主催する事業
 - ☐ 第5号 その他市長が特に認める事業
- ()

申請 No. :

年 月 日

国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用料減免承認書

申請者

国分寺市長 印

以下の使用について、使用料の減免を承認しましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例
施行規則第 8 条第 3 項の規定に基づき通知します。

1 使用年月日等

年 月 日 午前・午後 1・午後 2・午後 3・全日から
年 月 日 午前・午後 1・午後 2・午後 3・全日まで

2 減免事由

- ☐ 第 1 号 市が主催し、又は共催する事業
- ☐ 第 2 号 国分寺市立学校設置条例に規定する学校が主催する事業
- ☐ 第 3 号 学校教育法第 1 条に規定する学校のうち市内に所在するもの（前号に規定する学校を除く。）が主催する事業
- ☐ 第 4 号 障害者、障害者を扶養する者又はこれらの者で構成する団体が主催する事業
- ☐ 第 5 号 その他市長が特に認める事業
()

3 免除又は減額の割合

4 減免した使用料の金額

_____ 円

申請 No. :

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用料減免不承認書

申請者

国分寺市長

印

以下の使用について、使用料の減免を承認しないこととしましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第8条第3項の規定に基づき通知します。

1 使用年月日等

年 月 日（ 午前 午後1 午後2 午後3 全日 ）から

年 月 日（ 午前 午後1 午後2 午後3 全日 ）まで

2 承認しない理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として（訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

申請 No. :

様式第 10 号（第 10 条関係）

国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用変更・取消通知書

年 月 日

申請者 様

国分寺市長 印

以下のとおり 年 月 日付け使用許可の（ 使用条件の変更 ・ 取消し ）をしましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第10条の規定に基づき通知します。

変更・取消し事項	☐ 1 日のみ日程変更 : 月 日 () を 月 日 () に変更する。 ☐ 1 日のみ内容変更 : 月 日 () の使用内容等を変更する。 ☐ 1 日のみ取消し : 月 日 () の使用を取り消す。 ☐ 1 日のみ一部取消し : 月 日 () の (午前 午後 1 午後 2 午後 3) を取り消す。 ☐ 複数日の変更・取消し : 別紙のとおり変更・取消しする。	
変更・取消しの理由		
変 更 内 容	☐ 使用施設を変更する。 ☐ (区画 A 区画 B 区画 C 区画 D オープンスペース) を (区画 A 区画 B 区画 C 区画 D オープンスペース) に変更する。	
	☐ 使用区分を変更する。 ☐ (午前 午後 1 午後 2 午後 3 全日) を (午前 午後 1 午後 2 午後 3 全日) に変更する。 ☐ 休日における午前 8 時からの使用 (あり なし) を (あり なし) に変更する。	
	☐ 使用料加算区分を変更する。	
	変 更 前	☐ 50% 加算 (テレビの公開放映及び公開録画、ラジオの公開放送及び公開録音、営業を目的とする録音、録画及び撮影、営業を目的とする団体の宣伝行為) ☐ 100% 加算 (物品の販売行為、有料サービスの提供)
	変 更 後	☐ 加算なし ☐ 50% 加算 (テレビの公開放映及び公開録画、ラジオの公開放送及び公開録音、営業を目的とする録音、録画及び撮影、営業を目的とする団体の宣伝行為)
	☐ 車両乗入れを (あり なし) に変更する。	
	☐ 使用附属設備等を変更する。 ☐ テントを 張 から 張 へ変更する。 ☐ 使用電源を kw から kw へ変更する。	
	☐ 持込器具を変更する。 ()	

(円)

		使用料	減免申請額	減免後使用料	納入済額	未納額 (※1)
A. 使用の承認を受けた施設等						㊦
B. Aのうち使用の変更・取消しとなる施設等	変更・取消し前				①	④
	変更・取消し後	②	③			

※1 上記未納額 (㊦－④)

円については別途お支払いが必要です。

納入金額 (②－③－①)	(マイナスの場合は0円) 円
返還予定金額 {①－ (②－③)} × % (返還率)	(マイナスの場合は0円) 円

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として（訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

申請 No. :

様式第 11 号 (第 11 条関係)

国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用時間延長申請書

申請年月日 年 月 日

国分寺市長 殿

以下のとおり、使用時間の延長を申請します。

申 請 者	団体名
	住所・所在地
	氏 名
現 場 責 任 者	住 所 氏 名 電話 ()
使 用 年 月 日	年 月 日 (曜日)
使 用 施 設	☐ イベント広場 (区画A・区画B・区画C・区画D) ☐ オープンスペース
使用附属設備等	
許可済の使用区分	午前 ・ 午後 1 ・ 午後 2 ・ 午後 3 ・ 全日
延 長 す る 使 用 時 間	時 分 ~ 時 分
延 長 す る 理 由	
備 考	

申請 No. :

様式第 12 号（第 11 条関係）

国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用時間延長許可通知書

年 月 日

申請者

国分寺市長 印

年 月 日付で申請のあった施設及び附属設備等の使用時間の延長を許可しましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第11条第 4 項の規定に基づき通知します。

超 過 使用料	施 設	時間	円
	附属設備等	時間	円
合 計			円

申請 No. :

様式第 13 号 (第 11 条関係)

年 月 日

国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用時間延長不許可通知書

申請者

国分寺市長

印

年 月 日付けの使用時間延長許可申請については、以下の理由により許可しないこととしましたので、国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例施行規則第11条第4項の規定に基づき通知します。

許可しない理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として（訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

(令和 6 年規則第132号・全改)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

(令和 6 年規則第132号・全改)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

(令和 6 年規則第132号・全改)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

様式第 6 号 (第 5 条関係)

様式第 7 号 (第 8 条関係)

様式第 8 号 (第 8 条関係)

様式第 9 号 (第 8 条関係)

様式第10号 (第10条関係)

(令和 6 年規則第132号・全改)

様式第11号 (第11条関係)

様式第12号 (第11条関係)

様式第13号 (第11条関係)